平成２７年（フ）第５４３号
静岡県藤枝市水守１丁目11番地の４　ラティール102号
破産者　坂本　始美
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０２号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目357番地
破産者　光岡　　勉
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１号
北海道登別市片倉町５丁目13番地３　教員住宅Ｋ58　Ｂ－２、開始決定時の住所北海道登別市片倉町２丁目15番地１
破産者　浪岡　則一
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
北海道上川郡鷹栖町北野東２条１丁目１番４号
破産者　小滝　博和
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２８号
釧路市中島町９番17号
破産者　澁谷　政俊
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
宮城県白石市大手町１番38－１号
破産者　佐野りつ子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１６２４号
横浜市青葉区たちばな台１丁目19番地７
破産者　関口　俊也
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０７号
静岡県富士宮市万野原新田3270番地の25
破産者　伊藤　吉雄
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１４１１号
京都市右京区梅津大縄場町６番地の６　嵐山ロイアルハイツ４－106
破産者　佐伯　謙二
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９３１号
京都府八幡市男山吉井４番地14
破産者　山田　文雄
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
広島県安芸郡熊野町萩原６丁目12番10号、開始決定時の住所広島県安芸郡熊野町呉地４丁目５番３号
破産者　イズノ事務機こと　出野　博之
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４号
山口県山陽小野田市大字小野田4799番地４、開始決定時の住所山口県山陽小野田市南竜王町８番６号
破産者　越智釣漁具店こと　越智　俊行
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第９６号
山口県山陽小野田市大字小野田4799番地４、開始決定時の住所山口県山陽小野田市南竜王町８番６号
破産者　越智美佐子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２７６号
山梨県甲府市白井町717番地
破産者　土屋　幹夫
1　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
2　一般調査期日　平成28年５月27日午前11時45分
平成28年３月４日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０７８号
大阪府門真市上野口町23番36号
破産者　株式会社澤田電機
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月12日午後２時30分
平成28年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９５号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目14番３－405号
破産者　金谷　圭祐
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月26日午後２時30分
平成28年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８１号
大阪府和泉市王子町482番地の３
破産者　西田　紀子
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月30日午後１時30分
平成28年３月９日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７３９号
埼玉県川口市弥平３丁目６番７－401号
破産者　秋田　孝行
1　破産債権の届出期間　平成28年４月11日まで
2　一般調査期日　平成28年４月26日午前11時45分
平成28年３月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係